

1. 昭和 25 年 国 勢 調 査 の 概 要

調査の期日

調査は昭和 25 年 10 月 1 日午前 0 時現在によつて行われた。

調査の根拠

統計法第 4 条の規定にもとづいて行われ、これが施行のために昭和 25 年国勢調査令（昭和 24 年政令第 364 号）以下関係命令が制定公布された。

又今回の調査は連合国軍総司令部の勧奨により国際連合の勧告による 1950 年世界センサスの一環として行われた。

調査の地域

日本国全土について調査した。但し旧外地及び次の行政権の及ばない地域は除外された。

樺 太 全 域

北 海 道 国後郡（泊村及び留夜別村）、色丹郡（色丹村）、紗那郡（紗那村）、択捉郡（留別村）、薬取郡（薬取村）、得撫郡、新知郡、占守郡、花咲郡歯舞村の内水晶島、勇留島、秋勇留島、志免島及び多摩島

東 京 都 小笠原支庁管内の諸島

島 根 県 隠岐郡五箇村の内竹島

鹿児島県 大島郡（十島村の内硫黄島、竹島及び黒島を除く。）

沖 縄 県 全 域

調査の対象

調査の地域内に常住する者の総べてについて、常住地において調査し、更に常住地をはなれて他に一時現在する者について、現在地において調査した。但し次の者は除外された。

- 1 連合国軍の将兵及び連合国軍に附属し又は随伴する者並びにこれらの者の家族
- 2 連合国軍最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員並びにこれらの者の家族
- 3 外国政府の公務を帯びて日本に駐在する者及びこれに随伴する者並びにこれらの者の家族

調査の方法

調査は総理府統計局が主管し、市区町村長が都道府県知事の指揮監督をうけて調査の執行を管掌した。

調査のため予め全国市区町村の区域を分画して調査区の設定を行つた。調査区は普通調査区 344,125 特別調査区 24,470、水面調査区 1,399 計 369,994 を計えた。

調査は準備調査と実地調査の二段階に分れ、準備調査は 9 月 24 日から 26 日まで、実地調査は 10 月 1 日から 3 日までの間に行われた。調査に従事させるため全国 355,071 人の調査員、それを指導させるために 19,824 人の指導員が任命された。準備調査には照査表を用いて調査し、実地調査には常住者を調査するために国勢調査調査票を、一時現在者を調査するために一時現在者調査票を用いた。調査は他計申告の方法即ち調査員が担当各世帯を訪問し、質問して調査票に自から記入する方法によつた。

調 査 事 項

各人を常住地で調査する国勢調査調査票では、次の事項について調査を行つた。

世帯番号及び世帯の種類

住居の種類別、所有の関係、居住室の層数

氏名

世帯主との続柄

調査期日における在不在の別、不在の場合には不在の理由

男女の別

出生の年月日

出生地

就業状態

在学か否かの別及び在学年数

国籍又は出身地

引揚者か否かの別及び海外居留民か否かの別

配偶関係

結婚したことのある女子について、初婚か否かの別、結婚年数の合計及び生んだ子供の数

一時現在者数

一時現在者を調査する一時現在者調査票では、次の事項を調査した。

氏名

男女の別

出生の年月日

国籍又は出身地

配偶関係

一時現在地

一時現在の理由

常住地不在期間

常住地及び世帯主の氏名

集計及び結果の発表

人口及び世帯概数を昭和 25 年 12 月 28 日に発表

した。これは調査員の作成した照査表から市町村において集計し、都道府県でとりまとめ、最後に総理府統計局でまとめた。

確定人口は中央集査の方法により、統計局で地方から進達された調査票によつて集計し、昭和 26 年 2 月 10 日から 2 月 28 日にわたつて官報によつて発表した。確定数による全国総人口は 83,199,637 人である。男女、年令、配偶関係、労働力状態及び住宅関係につ

2. 10% 抽出集計方法の概要

国勢調査の抽出集計の方法としては、集計結果の標本誤差の点から見て、理論的には明らかに、個人又は世帯を直接の抽出単位とする方法が最もよいと思われる。我国でも大正 9 年及び昭和 5 年の国勢調査の際に世帯を抽出単位とする抽出集計を行つた。(註1) しかし、今回は抽出単位として調査区を採用することにし、補助的方法として特別の場合にのみ個人を抽出単位とすることにした。調査区は平均 50 世帯になるよう計画したが実際には特別の場合を除いて 30 から 70 の間になつている。従つて調査区の大ききの差異は比較的小きく全調査票の 10 行ごとから無作為に 1 行即ち 1 人を抽出することは 10 調査区から 1 調査区を無作為に抽出することに比べ、標本誤差の減少より以上に労が多いと思われた。例えば抽出単位として調査区を用いると調査票の取扱を簡易にし、数カ月も作業を短縮すると共に誤りの機会をも減少させる。即ち 10% 抽出群を扱うには残り 90% を操作することなく抽出調査区の調査票を処理出来るが、行抽出ではこのようなことは出来ない。もち論調査区の中には抽出単位とするに適しないような特異な調査区もあるので、これらの調査区については特別の扱いをした。即ち調査区抽出集計の目的にあうよう次のように 3 分類した。

(1) 特殊調査区

世帯数が 5 以下で且つ一世帯当り平均人員が 20 人以上の調査区及び世帯人員が 100 人以上の世帯を含む調査区(註2)

(2) 大調査区

特殊調査区以外の調査区のうち人口 500 人以上の調査区

(3) 普通調査区

特殊調査区でも大調査区でもない調査区

いては 1% 抽出集計により全国の推計数が得られ、昭和 26 年 5 月 19 日及び 6 月 29 日に速報したが、同様の都道府県六大都市の推計数及び全国のより詳細な結果並びに国籍又は出身地、在学関係、出産力等に関する結果を 10% 抽出集計によりこれについて発表し昭和 27 年 4 月までに速報した。

全部集計による結果は昭和 28 年までに発表する予定である。

人 口	調査区の取扱い
500— 749	2 調査区扱い
750— 999	3 "
1000—1249	4 "
以上 250 人を増す毎に 1 調査区増し	

大調査区は抽出単位としては大きすぎるのでその人口に応じて細分し上表に記した数だけの普通調査区とみなして取扱うことにした。大調査区の細分は調査票を単位とし、割り切れない部分(調査票枚数)は、後の方から一枚づつ多く割当てるようにした。(例えば 5 調査区扱いにすべき大調査区の調査票枚数が 22 枚である場合には枚数を 4, 4, 4, 5, 5 枚に分けるのである。)しかし一世帯がこの分割の二部分以上にまたがるときは以上の規定にかかわらず、その世帯の世帯主の属する部分に世帯の全員を属せしめることにした。

以上の方法で整理した普通調査区及び大調査区に順次全国通しの一連番号をつけ、100 調査区つづを 1 組とした。各組から無作為に 10 調査区を抽出して、これを 10% 標本の標本調査区とした。

特殊調査区については、次に述べる方法で、その調査区の個人を標本として抽出した。

即ち各調査票の(調査票 1 枚には 60 人記入されている。)行のうち、6 行の無作為に抽出したが、この抽出行は調査票の各 10 行ごとから抽出し、抽出すべき行番号は第 1 表のような特別の表を作成して決定した。

第 1 表 各特殊調査区の各調査票から抽出すべき標本行の種類

その調査区での調査票の番号の最後の桁数(2)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特殊調査区番号の最後の桁数(1)		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	第8種	第9種	第10種
1											
2		// 2 //	// 3 //	// 4 //	// 5 //	// 6 //	// 7 //	// 8 //	// 9 //	// 10 //	// 1 //
3		// 3 //	// 4 //	// 5 //	// 6 //	// 7 //	// 8 //	// 9 //	// 10 //	// 1 //	// 2 //
4		// 4 //	// 5 //	// 6 //	// 7 //	// 8 //	// 9 //	// 10 //	// 1 //	// 2 //	// 3 //
5		// 5 //	// 6 //	// 7 //	// 8 //	// 9 //	// 10 //	// 1 //	// 2 //	// 3 //	// 4 //
6		// 6 //	// 7 //	// 8 //	// 9 //	// 10 //	// 1 //	// 2 //	// 3 //	// 4 //	// 5 //
7		// 7 //	// 8 //	// 9 //	// 10 //	// 1 //	// 2 //	// 3 //	// 4 //	// 5 //	// 6 //
8		// 8 //	// 9 //	// 10 //	// 1 //	// 2 //	// 3 //	// 4 //	// 5 //	// 6 //	// 7 //
9		// 9 //	// 10 //	// 1 //	// 2 //	// 3 //	// 4 //	// 5 //	// 6 //	// 7 //	// 8 //
10		// 10 //	// 1 //	// 2 //	// 3 //	// 4 //	// 5 //	// 6 //	// 7 //	// 8 //	// 9 //

1) 各県内で特殊調査区に一連番号をつけた場合の番号

2) 各調査区内で調査票に一連番号をつけた場合の番号

尚第 1 種～第 10 種の各々はそれぞれ次の 6 行のことである。

第 1 種	$\begin{cases} 7 \text{ 行} \\ 18 \text{ //} \\ 24 \text{ //} \\ 33 \text{ //} \\ 43 \text{ //} \\ 57 \text{ //} \end{cases}$	第 4 種	$\begin{cases} 9 \text{ 行} \\ 16 \text{ //} \\ 21 \text{ //} \\ 34 \text{ //} \\ 48 \text{ //} \\ 52 \text{ //} \end{cases}$	第 7 種	$\begin{cases} 10 \text{ 行} \\ 19 \text{ //} \\ 30 \text{ //} \\ 38 \text{ //} \\ 42 \text{ //} \\ 53 \text{ //} \end{cases}$	第 10 種	$\begin{cases} 3 \text{ 行} \\ 13 \text{ //} \\ 29 \text{ //} \\ 37 \text{ //} \\ 45 \text{ //} \\ 55 \text{ //} \end{cases}$
第 2 種	$\begin{cases} 5 \text{ 行} \\ 12 \text{ //} \\ 25 \text{ //} \\ 31 \text{ //} \\ 47 \text{ //} \\ 60 \text{ //} \end{cases}$	第 5 種	$\begin{cases} 2 \text{ 行} \\ 14 \text{ //} \\ 23 \text{ //} \\ 32 \text{ //} \\ 46 \text{ //} \\ 58 \text{ //} \end{cases}$	第 8 種	$\begin{cases} 4 \text{ 行} \\ 15 \text{ //} \\ 22 \text{ //} \\ 39 \text{ //} \\ 44 \text{ //} \\ 56 \text{ //} \end{cases}$		
第 3 種	$\begin{cases} 1 \text{ 行} \\ 20 \text{ //} \\ 26 \text{ //} \\ 35 \text{ //} \\ 50 \text{ //} \\ 54 \text{ //} \end{cases}$	第 6 種	$\begin{cases} 6 \text{ 行} \\ 11 \text{ //} \\ 27 \text{ //} \\ 40 \text{ //} \\ 41 \text{ //} \\ 59 \text{ //} \end{cases}$	第 9 種	$\begin{cases} 8 \text{ 行} \\ 17 \text{ //} \\ 28 \text{ //} \\ 36 \text{ //} \\ 49 \text{ //} \\ 51 \text{ //} \end{cases}$		

例えば北海道の第 14 特殊調査区(札幌市 572—1)の第 1 枚目の調査票では第 4 種の標本行(即ち 9 行目、16 行目、21 行目、34 行目、48 行目、52 行目)の 6 行を標本行とし、その調査区の第 2 枚目、第 3 枚目、第 4 枚目の調査票ではそれぞれ第 5 種(2, 14, 23, 32, 46, 58)第 6 種(6, 11, 27, 40, 41, 59)第 7 種(10, 19, 30, 38, 42, 53)の各行を標本行とする。

この標本抽出の結果得られた標本の数を全国の基本数に比べると第 2 表・第 3 表の通りである。

第 2 表

調 査 区	全 国	市 部	郡 部
(1) 調査区数	369 957 ¹⁾	139 903	230 054
(2) 分割による増加	833	142	691
(3) 特殊調査区	2 280	1 352	928
(4) 普通及び大調査区数 (1)+(2)-(3)	368 510	138 693	229 817
(5) 標本の普通及び大調査区	36 849 ²⁾	13 851 ²⁾	22 998

1) 調査区数が 1 頁の調査区数 369 994 と異なるのは、標本調査区選定当時市町村間の境界変更、公営住宅の建設等による世帯の増減などに伴う調査区の異動に一部未報告があつた為である。

2) この数がそのすぐ上段の数の丁度 10 分の 1 になつていないのは最初普通調査区として抽出した標本調査区を特殊調査区に変更したものがあつてその後を補充しなかつたためである。但しこの変更による偏りは無視して差支えない程度と思われる。

第 3 表

人	口	全 国	市 部	郡 部
(1) 普通及び大調査区全部の人口		82 349 946	30 708 047	51 639 999
(2) 標本にとられた普通及び大調査区内の人口		8 223 009	3 063 509	5 159 400
(3) 特殊調査区の全人口		849 691	495 044	356 447
(4) " 内の標本人口		85 355	49 671	35 684
(5) 全人口 ((1)+(3))		83 199 637	31 203 191	51 996 446
(6) 標本人口 ((2)+(4))		8 308 364	3 113 280	5 195 084
(7) (5)÷(6)		10.013	10.023	10.008

推計数の算出方法

抽出集計された実数に全人口と標本人口の比を乗じる単純比推計の方法によつた。この乗率は次の第4表の通りである。

第 4 表 推 計 乗 率 一 覧

地 域	乗 率	地 域	乗 率
北海道	9.79	奈良県	10.28
青森県	10.37	和歌山県	9.99
岩手県	9.72	鳥取県	10.32
宮城県	10.08	島根県	9.69
秋田県	9.80	岡山県	9.97
山形県	9.89	広島県	10.14
福島県	10.03	山口県	9.87
茨城県	9.98	徳島県	9.83
栃木県	10.24	香川県	10.07
群馬県	9.71	愛媛県	10.19
埼玉県	9.94	高知県	10.26
千葉県	9.99	福岡県	9.85
東京都	10.03	佐賀県	10.34
神奈川県	10.03	長崎県	10.08
新潟県	10.13	熊本県	9.84
富山県	10.25	大分県	10.26
石川県	9.84	宮崎県	10.41
福井県	10.52	鹿児島県	9.82
山梨県	10.01	東京都の 区	10.00
長野県	10.17	区	10.00
岐阜県	9.94	横浜市	9.93
静岡県	10.02	名古屋市	10.38
愛知県	10.14	京都市	9.99
三重県	9.95	大阪市	10.17
滋賀県	9.75	神戸市	10.09
京都府	10.07	全 国	10.01
大阪府	10.05	市 部	10.02
兵庫県	10.04	郡 部	10.01

しかし実際には抽出集計実数の一つ一つにこの乗率を掛ける代りに、抽出集計実数を単に 10 倍し、次にその値と乗率の大きさから別に用意した修正早見表によつて所定数を求めるという簡便法によつた。

結果の数字は四捨五入により 1 000 位までに止めてある。又全国人口に対する年令階級別人口の比とか、一世帯当り世帯数とかいう比例数や平均数はすべて以上によつて求めた四捨五入後の推計数から算出した。

(註 1) 抽出方法による第 1 回国勢調査結果の概観 (大 13. 内閣統計局)、抽出調査による昭和 5 年国勢調査結果の概観 (昭 7. 内閣統計局)

(註 2) この二つの条件は目的は共に同じである。即ち世帯人員の多い世帯を取り出すことである。これらの世帯は概ね工員の寄宿舎のような準世帯や学校の寄宿舎、病院、刑務所のような公共施設等である。実際には最初世帯数 5 以下一世帯当り人員 20 人以上の調査区を機械的に特別調査区とした。しかしこれだけでは大きな寄宿舎等がある調査区を網羅してはいえない。例えば世帯数 31、世帯人員 300 人で平均 1 世帯人員 9.7 人となる調査区があるとすればこの調査区は実際は 1 世帯が 150 人で、あとの 30 世帯は平均 5 人であるかもしれない。従つて各府県ごとに世帯人員 100 人以上の世帯のある調査区名の報告を求め、これらの調査区を初めの特別調査区に加えたのである。

3. 推 計 値 の 精 度

全国及び市部、郡部推計値の標本誤差

これは1% 抽出集計の標本誤差の $\frac{1}{\sqrt{10}}$ であるから、1% 抽出集計と共通の項目については1% 抽出集計の標本誤差をそのまま利用し、それを $\frac{1}{\sqrt{10}}$ 倍した。その他の項目については1% 抽出集計の標本誤差算出の際に用いた 360 調査区について調査区毎集計を行い、更に調査区間変異係数を算出して1% 集計の場合と同様に全国推計数、市部推計数、郡部推計数の標準誤差を算出した。

各府県及び6大都市推計値の標本誤差

各府県及び6大都市夫々の内部での調査区間変異係

数を算出し、それに基づいて標準誤差を算出するべきであるが、それを全国の調査区間変異係数で代用すれば、各府県及び6大都市の標準誤差は全国の標準誤差の $\sqrt{\frac{\text{全国標本調査区数}}{\text{府県標本調査区数}}}$ 倍と考えてよいわけである。この乗数を示せば次表の通りである。即ち都道府県、6大都市の推計数に対する標本誤差を求めるにはそれに対応する全国推計数の変異係数（標本誤差の推計数に対する割合）を見出し、これに上の乗数を乗じて、その都道府県、6大都市推計数の変異係数を求め、次に都道府県、6大都市推計数にこの変異係数を乗ずれば標本誤差の値が得られるわけである。

第 5 表

地 域	乗 数	地 域	乗 数	地 域	乗 数	地 域	乗 数
北 海 道	4.0	神 奈 川 県	5.5	大 阪 府	4.5	福 岡 県	5.0
青 森 県	8.0	新 潟 県	5.5	兵 庫 県	4.5	佐 賀 県	9.5
岩 手 県	8.0	富 山 県	8.5	奈 良 県	9.5	長 崎 県	7.0
宮 城 県	7.0	石 川 県	8.5	和 歌 山 県	8.5	熊 本 県	7.0
秋 田 県	8.0	福 井 県	9.0	鳥 取 県	10.0	大 分 県	8.0
山 形 県	7.5	山 梨 県	9.5	島 根 県	9.0	宮 崎 県	8.5
福 島 県	6.0	長 野 県	6.0	岡 山 県	6.5	鹿 児 島 県	6.5
茨 城 県	6.5	岐 阜 県	6.5	広 島 県	5.5	東京都の区 存する区域	4.0
栃 木 県	7.5	静 岡 県	6.0	山 口 県	7.0	横 浜 市	9.5
群 馬 県	7.0	愛 知 県	4.5	徳 島 県	9.5	名 古 屋 市	8.0
埼 玉 県	6.0	三 重 県	7.0	香 川 県	9.0	京 都 市	7.0
千 葉 県	6.5	滋 賀 県	9.0	愛 媛 県	7.0	大 阪 市	6.0
東 京 都	3.5	京 都 府	5.5	高 知 県	8.5	神 戸 市	9.5

例えば第2表の北海道女子 35～39 才人口の推計数 249,000 の標準誤差を知るためには、同人口の全国推計数 5,051,000 の変異係数を見出しこの変異係数 (0.003) に北海道の乗数 4.0 を乗じ北海道の変異係数を得、この変異係数 (0.012) を北海道の女子 35～39 才人口推計数 249,000 に乗ずれば標準誤差の値 (30,000) が得られるのである。

標本誤差の算出結果

以上の計算による標本誤差の概略を示せば次の第6表の通りである。一般に標本誤差、即ち抽出集計による推計数を全部集計すれば得られるであろう値との差

がこの標準誤差より大きくなる確率は約3分の1、標準誤差の2倍より大きくなる確率は約20分1(5%)、標準誤差の3倍より大きくなる確率は約1000分の3であるから標本誤差はこの表の標準誤差の2倍又は3倍以内にあると考えてよい。例えば結果表第1表によれば、35才の人口の推計数は、1,016,000 であるが、上表によればその標準誤差は4,000 である。従つて標本誤差は4,000の2倍(又は3倍)、即ち8,000(又は12,000) 以内であり、結局全部集計すれば得られるであろう35才人口は推計数1,016,000にこの8,000(又は12,000)を加減した2つの値1,008,000(又は

第 6 表 推計数の大きさ別の標準誤差

(イ) 推計数の大きさ	全 国		市 部		郡 部	
	(ロ) 推計数の 標準誤差	(ハ) 推計数の変異 係数(ロ)÷(イ)	(ロ) 推計数の 標準誤差	(ハ) 推計数の変異 係数(ロ)÷(イ)	(ロ) 推計数の 標準誤差	(ハ) 推計数の変異 係数(ロ)÷(イ)
80 000 000	160 000	0.002	—	—	—	—
60 000 000	120 000	0.002	—	—	—	—
40 000 000	80 000	0.002	—	—	80 000	0.002
20 000 000	40 000	0.002	60 000	0.003	40 000	0.002
10 000 000	20 000	0.002	30 000	0.003	20 000	0.002
5 000 000	15 000	0.003	15 000	0.003	15 000	0.003
2 000 000	6 000	0.003	8 000	0.004	8 000	0.004
1 000 000	4 000	0.004	6 000	0.006	5 000	0.005
500 000	2 500	0.005	4 000	0.008	3 000	0.006
200 000	1 400	0.007	2 000	0.010	1 800	0.009
100 000	1 000	0.010	1 500	0.015	1 000	0.010
50 000	750	0.015	1 000	0.020	1 000	0.020
20 000	400	0.020	600	0.030	500	0.025
10 000	300	0.030	500	0.050	400	0.040

1,004,000) と 1,024,000 (又は 1,028,000) の間にあると考へて差支えない。しかし推計数の標準誤差は、推計数自体の大きさによつて一義的に決定されるのではなく、同じ大きさの推計数であつても、その標準誤差は各項目毎に異なる。上掲の標準誤差の表は各項目の標準誤差を推計数の大きさの階級毎に平均した値であつて各項目毎の標準誤差を示せば次に掲げた第 7 表の通りである。又これら各表にない項目の標準誤差は、この第 7 表及び上記第 6 表から算推されたい。なお比例数の標準誤差は別に算出したが、ほぼ次のように考へてよい。(1) 百分率のうち、値の小さいもの

の変異係数はその百分率の分子たる人口推計数の変異係数にほぼ等しい。例えば結果表第 2 表の全国の男子 80 才以上の人口の全国男人口に対する比率 0.3% の変異係数は、全国の男の 80 才以上人口推計数の変異係数にほぼ等しい。(2) 百分率のうち値のそう小さくないもの及び百分率以外の比例数 (例えば結果表第 1 表の男女比及び結果表第 23 表の 1 人当り量数、1 世帯当り人員等) の変異係数は大きくてもその比例数の分子の変異係数と分母の変異係数のうちの大きな方よりやや大きい程度である。

第 7 表 主要項目の推計数の標準誤差率¹⁾

項 目		標 準 誤 差 率			項 目		標 準 誤 差 率			
		全 国	市 部	郡 部			全 国	市 部	郡 部	
年 令 別 人 口	総人口	総数	—	—	—	年 令 階 級 別 人 口	0～4才	0.002	0.004	0.003
		男	0.002	0.003	0.002		10～14才	0.002	0.004	0.003
		女	0.002	0.003	0.002		20～24才	0.002	0.004	0.003
	年 令 別	0才	0.003	0.004	0.004		30～34才	0.002	0.004	0.003
		5才	0.003	0.005	0.004		40～44才	0.002	0.004	0.003
		10才	0.003	0.005	0.003		50～54才	0.002	0.004	0.003
		15才	0.003	0.005	0.005		60～64才	0.003	0.004	0.004
		20才	0.003	0.006	0.004		70～74才	0.003	0.006	0.004
		30才	0.003	0.005	0.004		80才以上	0.005	0.011	0.006
		40才	0.003	0.006	0.004		配 偶	未婚の男		
50才	0.004	0.006	0.005	20～24才	0.003	0.006		0.004		
60才	0.005	0.009	0.006	30～34才	0.009	0.012		0.012		
口	70才	0.006	0.012	0.007	40～44才	0.017	0.023	0.023		
	75才	0.007	0.012	0.008	60～64才	0.023	0.045	0.027		

第 7 表 主要項目の推計数の標準誤差率¹⁾(続き)

項 目	標 準 誤 差 率			項 目	標 準 誤 差 率		
	全 国	市 部	郡 部		全 国	市 部	郡 部
関 係	未婚の女	—	—	男 総 数	0.001	0.002	0.002
	20～24才	0.004	0.006	0年	0.005	0.011	0.005
別	30～34才	0.010	0.013	1～3年	0.005	0.009	0.007
	40～44才	0.014	0.024	4年	0.004	0.006	0.007
人 口	60～64才	0.020	0.040	5～6年	0.003	0.005	0.004
	有配偶の男	—	—	7～8年	0.002	0.003	0.003
年 令	20～24才	0.005	0.009	9年	0.005	0.006	0.007
	30～34才	0.003	0.005	10年	0.004	0.006	0.005
6 才 以 上	40～44才	0.003	0.005	11年	0.004	0.006	0.005
	60～64才	0.004	0.007	12年	0.005	0.009	0.007
の 在 学 者	有配偶の女	—	—	13年	0.005	0.009	0.007
	20～24才	0.003	0.006	14～15年	0.005	0.006	0.007
年 令	30～34才	0.003	0.005	16年	0.008	0.011	0.011
	40～44才	0.003	0.006	17年以上	0.008	0.010	0.015
24 才 以 上	60～64才	0.005	0.008	女 総 数	0.002	0.003	0.002
	死別の男	—	—	0年	0.003	0.007	0.004
の 在 学 者	20～24才	0.098	0.110	1～3年	0.004	0.008	0.005
	30～34才	0.027	0.038	4年	0.003	0.005	0.004
年 令	40～44才	0.018	0.016	5～6年	0.002	0.004	0.003
	60～64才	0.009	0.010	7～8年	0.002	0.003	0.003
6 才 以 上	死別の女	—	—	9年	0.005	0.006	0.007
	20～24才	0.024	0.031	10年	0.003	0.005	0.005
の 在 学 者	30～34才	0.007	0.010	11年	0.003	0.005	0.005
	40～44才	0.007	0.009	12年	0.005	0.006	0.009
年 令	60～64才	0.005	0.006	13年	0.007	0.001	0.010
	男	—	—	14～15年	0.010	0.014	0.014
6 才 以 上	6～24才	0.002	0.002	16年	0.024	0.031	0.036
	6才	0.004	0.005	17年以上	0.028	0.029	0.079
の 在 学 者	7～9才	0.002	0.003	1人世帯	0.004	0.006	0.006
	10～12才	0.002	0.003	2人世帯	0.003	0.004	0.005
年 令	13～15才	0.002	0.003	3人世帯	0.002	0.004	0.004
	16～18才	0.004	0.006	4人世帯	0.002	0.003	0.004
24 才 以 上	19～21才	0.008	0.009	5人世帯	0.002	0.004	0.004
	22～24才	0.014	0.017	6人世帯	0.002	0.003	0.003
の 在 学 者	女	—	—	7人世帯	0.003	0.005	0.003
	6～24才	0.002	0.003	8人世帯	0.003	0.006	0.004
年 令	6才	0.004	0.005	9人世帯	0.004	0.008	0.005
	7～9才	0.002	0.003	10人世帯	0.006	0.011	0.007
6 才 以 上	10～12才	0.002	0.002	11人以上世帯	0.006	0.011	0.008
	13～15才	0.002	0.003	6歳未満	0.004	0.005	0.006
の 在 学 者	16～18才	0.004	0.006	6～8歳	0.004	0.005	0.006
	19～21才	0.010	0.012	9～11歳	0.005	0.007	0.007
年 令	22～24才	0.016	0.024	12～14歳	0.004	0.008	0.005
	男	—	—	15～17歳	0.006	0.009	0.008
6 才 以 上	総 数	0.002	0.003	18～20歳	0.003	0.006	0.004
	0～6年	0.004	0.005	21～23歳	0.004	0.008	0.005
の 在 学 者	7～9年	0.003	0.003	24～29歳	0.003	0.008	0.004
	10～12年	0.003	0.004	30～35歳	0.004	0.008	0.005
年 令	13年以上	0.006	0.007	36～47歳	0.004	0.011	0.005
	女	—	—	48～59歳	0.008	0.022	0.009
6 才 以 上	総 数	0.003	0.004	60歳以上	0.010	0.023	0.011
	0～6年	0.004	0.005	母 均 出 生 階 級 別 数	—	—	—
の 在 学 者	7～9年	0.004	0.005	総 数	0.001	0.002	0.001
	10～12年	0.003	0.004	15～19才	0.005	0.008	0.002
年 令	13年以上	0.008	0.013	20～24才	0.002	0.004	0.003
	母 均 出 生 階 級 別 数	—	—	25～29才	0.002	0.003	0.002
6 才 以 上	総 数	0.003	0.004	30～34才	0.002	0.003	0.002
	0～6年	0.004	0.005	35～39才	0.002	0.003	0.002
の 在 学 者	7～9年	0.004	0.005	40～44才	0.002	0.003	0.002
	10～12年	0.003	0.005	45～49才	0.002	0.003	0.002
年 令	13年以上	0.008	0.013	50～54才	0.002	0.004	0.002
	母 均 出 生 階 級 別 数	—	—	55～59才	0.002	0.004	0.003
6 才 以 上	総 数	0.003	0.004	60才以上	0.002	0.003	0.002
	0～6年	0.004	0.005				

1) 表中の数字は標準誤差を推計値の大きさに割つた変異係数である。小数第 4 位以下切捨て。

4. 用語の解説

配偶関係

配偶関係は入籍等法的関係の有無にかかわらず調査時の実際の状態によることとした。例えば内縁関係の場合でも有配偶としている。

配偶関係を分けて次の種類とする。

- 1 未婚 未だ結婚したことのない者
- 2 有配偶 現在配偶者のある者
- 3 死別 配偶者と死別して現在独身の者
- 4 離別 配偶者と離別して現在独身の者

10% 抽出集計の結果表章では「死別」と「離別」とをまとめて「死離別」として表章した。

教育

- 1 在学者 現在学校に在学している者及び現在実際に通学していても学校に籍のある者をいう。こゝで学校とは、官立、公立、私立、夜間、昼間、教育制度の新旧を問わず、少くとも6ヶ月以上の授業課程を規則とし、特定の教育施設を有する学校、学院、養成所、講習所等をいう。
- 2 非在学者 在学者以外の者をいう。
- 3 在学年数 在学中の者は現在までの年数、在学した事のある者は在学した年数の合計。休学、落第等のため普通以上の年数を要した場合はその普通以上の年数は含まない。

世帯及び住宅

1 世帯

本調査においては、各人は平常住んでいる世帯で調査し、世帯の種類は普通世帯と準世帯とに分けた。普通世帯とは同じところに住んでいて、家計を共にしている2人以上の集りをいい、準世帯とは、(イ)1人で住んでいて、且1人で家計を立てているもの、(ロ)普通世帯とは同じところに住んではいるが、家計を別々に立てている2人以上の集り、(ハ)同じところに住んでいるが、家計を別々に立てている人々の集りをいう。「同じところに住んでいる」とは、同一の家屋に住んでいることである。同一棟又は同一敷地内にある建物は同一家屋とみなした。「家計」とは、家庭生活に欠くことの出来ない経費の支出のことである。普通世帯の世帯員は、すべてその世帯の世帯主と血縁関係があるとは限らない。家族と一緒に生活している血縁関係者以外の者は、普通、部屋代を払っているいないにかかわらず下宿人とはばれてはいるが、ここではこれらの下宿人が部屋代又は下宿

代を支払っていない場合には、その普通世帯の世帯員に含まれた。しかしながら、部屋代を支払っていれば、その普通世帯とは別の準世帯とした。住込みの使用人、女中等は家計を別にしていない限りその普通世帯の世帯員となる。家族を有し且自分の家族だけで生計を立てている使用人、下宿人は別の普通世帯である。一つの家屋に住み、独立の家計を立てている1人世帯は、すべて一つの準世帯とした。本報告書では、普通世帯と1人世帯に関する数字のみを掲げた。而して統計表ではこれらを合せて、「一般世帯」という言葉を使っている。

2 住宅の種類

(1) 住宅

本来家庭生活を営むようにつくられた永続性のある建物、家庭生活が営めるように改造された永続性のある建物、又は家庭生活が営めるように完全に区画された永続性のある建物の一部である。なおこれに店舗、事務所等がついても住宅である。

(2) 非住宅

居住に供されているが独立の家庭生活を営むことが出来ないようなところである。すなわち、ホテル、旅館、下宿屋、寄宿舎、各種施設又は工場の宿直室、仮小屋、天幕小屋、壕舎、破れ屋、橋の下等である。

3 所有の関係

(1) 持家

居住者が所有している住宅をいう。

(2) 給与住宅

会社、個人、団体、官公庁等が所有していて、その職員やその家族を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。

(3) 借家

持家、給与住宅以外の住宅をいう。

(4) 間借

他の世帯の住んでいる住宅の一部に住んでいる場合をいう。一つの住宅から1以上幾つの間借世帯が出て来ても、その住宅の他の部分は必ず持家、借家又は給与住宅となるわけである。従つて住宅の総数は実は住宅に住んでいる世帯の数というわけであつて、これらのうちから持家、給与住宅及び借家だけを合計すれば、本来

住宅として建てられた建物又は家庭生活が出来るように改造された建物の数になるわけである。

4 畳数

住宅の居住室の広さである。従つて台所、浴室、廊下等は含まない。

広さを表現する方法は種々あるが、従来から畳数によつて居り、今回もこの方法によつた。

就業

本調査においては満十才以上の者につき調査期日1週間の実際の就業状態によつて労働力人口、非労働力人口を区分し、更に労働力人口を就業者と完全失業者とに分けた就業者とは

- (1) 調査週間中少しでも収入のある仕事に30分以上従事した者(無給で就業中の家族従業者も含む)一就業中の者一及び
- (2) 調査週間中収入のある仕事には従事しなかつたが平常仕事を持つている者(例えば有給休暇中の者又は悪天候、労働争議、病氣、家事又は個人的事情のため調査週間中仕事が出来なかつた者である。但しこれらの者は仕事を休んでいる期間の収入をうけるか、又はうけることになつていている場合に限るのであり、もしもそうでなければ休業している期間が調査の日からさかのぼつて30日未満の者でなければならない)一休業中の者一とをいう。

本表第26表及び第27表の就業中の世帯主とは世帯主で14才以上の就業者であるものを指している。

従業上の地位

就業の項でのべた仕事をいかなる状態で行うかによつて次のように従業上の地位を定めた。

1 雇用者のある業主

個人経営事業を主宰経営し、1人以上の有給の雇人を使用している者である。その外に1人以上の有給の家族従業者を使用している者でも差支えない。この分類には店舗、工場等はもちろん農業を主宰経営しているものも含んでいる。又有給の助

手を使用している医師、弁護士のような専門的職業に従事している者もこれに当る。

2 単独の業主

有給の雇人を全然使用していない個人経営者である。1人以上の有給の家族従業者を使用している業主もこれに含まれる。有給の雇用者を使用していない者は農場、店舗、工場経営者であると専門的職業に従事している者であると問わない。

3 無給の家族従業者

同一世帯の世帯員で、世帯主又は他の世帯員の業務に無給で従事しているものをいう。しかしながら親戚の人の家業を無報酬で手伝つた場合も無給の家族従業者である。この場合には、その者が家業を主宰している者と必ずしも同一世帯の世帯員でなくても差支えない。

4 一般の雇用者

店舗、会社、団体の事業又はその他の法人等にやとわれて賃金、給料を受けている者である。店員、事務員、販売人等のみならず、銀行や法人、組合等の頭取、社長、支配人、重役その他有給の職員等はすべてこれに当る。

5 官公の雇用者

国、都道府県、市区町村及び進駐軍に雇われているすべての雇用者である。仕事の種類、階級の如何をとわない。又現業部門の仕事に従事している者もこれに含まれる。

出産力

本調査においては事実関係にもとづき結婚したことのある女子について初婚か否かの別、結婚年数の合計及び子供の数を調査した。

1 結婚の継続年数

再婚以上のものはそれぞれの結婚の継続年数を合計した年数とした。

2 子供の数

結婚生活において実際に生んだ子供の数である。死産、流産は含まないが、生きて生れた者は現在死亡していても数に含めた。